

# お知らせ なんたん



第77号(3の1)平成21年3月27日発行

## 今回のお知らせ内容

### 3の1枚目(緑色)

- 【表】・平成21年度後期高齢者医療保険料の納付方法について  
・後期高齢者短期人間ドック利用助成のご案内  
・国民健康保険短期人間ドック利用助成のご案内

- 【裏】・なんたんテレビ番組表(4月1日~15日)

### 3の2枚目(オレンジ色)

- 【表】・リサイクルの日(毎月8日)について  
・平成21年度可燃ごみ収集体制変更のお知らせ  
・「ビーチボールを楽しむ日」を始めます  
・『振り込め詐欺』にご注意ください!  
・南丹市子育て発達支援センターを開設します  
・麻しん・風しん(MR)混合ワクチンの接種について
- 【裏】・南丹市八木公民館「英会話教室」受講生を募集します  
・平成21年度八木公民館講座『南丹大学』学生を募集します  
・中小企業の皆さん、手助けのふりをした勧誘・斡旋に注意!  
・平成21年度第1回調理師試験準備講習会を開催します  
・歴史・健康ウォーキング参加者を募集します  
・「森の幼稚園と森の楽校」(全10回)参加者を募集します  
・丹波自然運動公園からのお知らせ

### 3の3枚目(青色)

- 【表】・軽自動車税の減免申請は4月23日までに!  
・電源立地地域対策交付金事業を実施しました  
・「第29回京都府女性の船」参加者を募集します  
・「身体障害者巡回更生相談」のお知らせ  
・「身体障がいに関する相談会」を実施します

## 後期高齢者短期人間ドック利用助成のご案内

長寿(後期高齢者)医療被保険者の方を対象とした、短期人間ドックの利用助成を行っています。ご自分の健康管理のため、この助成制度をご利用ください。

- 助成対象者** 南丹市の住民であって下記の①~④すべてに該当する方  
①京都府後期高齢者医療広域連合の被保険者である方  
②後期高齢者医療保険料を完納している方  
③当該年度に南丹市が実施する健診(すこやか健診)などを受診していない方  
④当該年度に南丹市以外の機関が実施する同等項目についての健診などを受診していない方

●**取扱医療機関**

- ①公立南丹病院  
②明治国際医療大学附属病院 ※頭部MRI(脳ドック)受診可能施設  
③園部丹医会病院  
④京都工場保健会(京都市内) ※頭部MRI(脳ドック)受診可能施設  
※頭部MRI(脳ドック)は、全額個人負担です。

●**自己負担金** 一律7,000円(基本検診部分のみ)

※基本検診以外に検診項目を追加される場合の費用は、全額個人負担となります。  
※追加できる検診項目は、各医療機関によって異なりますのでご確認ください。

●**利用の仕方**

- ・国保医療課または各支所健康福祉課で利用申込の手続きをしてください。申込時には、印鑑と被保険者証が必要です。
- ・人間ドックは予約制です。受診日は市が取扱医療機関と日程調整します。
- ・後日、市から送付する後期高齢者短期人間ドック「利用券」を必ず取扱医療機関へ提出の上、ご利用ください。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL(0771)68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木(0771)68-0022  
日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041

## 国民健康保険短期人間ドック利用助成のご案内

- 助成対象者** 南丹市国民健康保険被保険者(75歳未満で長寿医療制度に該当されていない方)で次の①~③すべてに該当する被保険者

- ①南丹市国民健康保険に6カ月以上加入している方  
②納期到来の国保税を完納している世帯に属する方  
③当該年度において、南丹市基本健康診査(特定健康検査)を受診していない方

●**取扱医療機関**

- ①公立南丹病院  
②明治国際医療大学附属病院 ※頭部MRI(脳ドック)受診可能施設  
③園部丹医会病院  
④京都工場保健会(京都市内) ※頭部MRI(脳ドック)受診可能施設  
※頭部MRI(脳ドック)は、全額個人負担となります。

●**被保険者負担金** 一律7,000円(基本検診部分のみ)

※基本検診以外に検診項目を追加される場合の費用は、全額個人負担となります。  
※追加できる検診項目は、各医療機関によって異なりますのでご確認ください。

●**その他**

- 節目ドック:平成21年度内に満30歳、満40歳、満50歳、満60歳に到達される被保険者の方は、基本検診に要する費用は無料となります。ただし、基本検診以外の検診費用は全額個人負担となります。  
<対象者>・満30歳・昭和54年4月2日生~昭和55年4月1日生  
・満40歳・昭和44年4月2日生~昭和45年4月1日生  
・満50歳・昭和34年4月2日生~昭和35年4月1日生  
・満60歳・昭和24年4月2日生~昭和25年4月1日生

●**利用の仕方**

- ・国保医療課または各支所健康福祉課で利用申込の手続きをしてください。申込時には、印鑑と被保険者証が必要です。
- ・人間ドックは予約制です。受診日は市が取扱医療機関と日程調整します。
- ・後日、市から送付する短期人間ドック「利用券」を必ず取扱医療機関へ提出の上、ご利用ください。

◇問合せ先 国保医療課 国保年金係 TEL(0771)68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木(0771)68-0022  
日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041

## 平成21年度後期高齢者医療保険料の納付方法について

長寿(後期高齢者)医療制度の保険料は、年金からの天引き(特別徴収)または納付書や口座振替での納付(普通徴収)によりお支払いいただいています。平成21年度の保険料は、次のとおりお支払いいただくこととなります。

①**年金からの天引きの方** 平成20年中の所得が確定するまでは、仮徴収として平成20年度保険料から算定した額を4月、6月、8月とお支払いいただき、所得が確定後、平成21年度の保険料決定通知書を7月中旬にお送りします。仮徴収でお支払いいただいた分を差し引き、残りを10月、12月、2月の年金からお支払いいただきます。4月の年金支給日までに送付する仮徴収の保険料決定通知書をご確認ください。

②**納付書や口座振替での納付の方** 7月中旬に平成21年度の保険料決定通知書と納付書をお送りします。7月から翌年3月までの9期に分けて、それぞれの期限までにお支払いください。

③**平成20年度当初は年金からの天引き、政府の特別対策により保険料が軽減され納付書や口座振替でのお支払いに変わった方** 平成21年度は7月から9月まで納付書や口座振替で、10月から年金からの天引きでお支払いいただきます。7月中旬にお送りする保険料決定通知書をご確認ください。

※年金からの天引きの方は、申し出により口座振替に変更できますので、希望される方は下記問合せ先にお問い合わせください。

特別徴収...◎ 普通徴収...○

納付方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①特別徴収(年金天引き)	◎ 仮	-	◎ 仮	-	◎ 仮	-	◎	-	◎	-	◎	-
②普通徴収(納付書、口座振替)	-	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
③7月~9月(普通徴収)10月~(特別徴収)	-	-	-	○	○	○	◎	-	◎	-	◎	-

※納付書でお支払いの方で口座振替を希望される方は、口座をお持ちの市指定の金融機関において手続きしてください。手続きいただきました次月から口座振替によりお支払いいただけます。手続きには、通帳、通帳印が必要となります。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL(0771)68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木(0771)68-0022  
日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。